

総行マ第86号  
令和7年7月1日

各都道府県知事 殿  
各指定都市市長

総務省自治行政局長  
( 公 印 省 略 )

個人番号カードの交付等に関する事務処理要領等の一部改正について（通知）

今般、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成27年9月29日付け総行住第137号通知）及び公的個人認証サービス事務処理要領（平成16年1月5日付け総行住自第1号通知）の一部を下記のとおり改正することとしました。

各都道府県におかれては内容を承知の上、域内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に周知してください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 改正内容

個人番号カードの交付等に関する事務処理要領及び公的個人認証サービス事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

なお、主な改正点は以下のとおりである。

- 1 「令和6年地方分権改革に関する提案募集」における地方公共団体からの提案を踏まえ、個人番号カードの一時停止解除後の取扱いについて2つの事務処理要領に相互に明記することや、公的個人認証サービス事務処理要領について、法定代理人手続の場合において回答書を不要とすること等
- 2 「令和6年地方分権改革に関する提案募集」における地方公共団体からの提案を踏まえ、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行等の場面において、これまで法定代理人とは別の概念として位置付けてきた「保佐人及び補助人」を法定代理人に含めるとともに、任意後見契約に関する法律に基づく制度である「任意後見人」を法定代理人と同様に取り扱うものとして新たに位置付けること
- 3 「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」における議論等を踏まえ、公的個人認証サービス事務処理要領について、電子証明書の交付記録簿の取扱いを見直すこと
- 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録の利用開始を踏まえ、個人番号カードの代理交付及び電子証明書の代理人手続の場面におい

- て、同記録の一部を送信する方法により、代理人の本人確認を可能とすること
- 5 個人番号カードの再交付等の場面において、有効期間が満了したカードを本人確認書類として利用することができる期間が明確に示されていなかったことを踏まえ、同期間を「有効期間満了の日から6月以内」とすること
  - 6 特定年齢未満申請者とその法定代理人が出頭して個人番号カードの交付を受ける場合に必要となる書類の提出の負担を軽減する観点から、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領について、特定年齢未満申請者とその法定代理人が出頭して個人番号カードの交付を受ける場合のうち特定の場合において、回答書を不要とすること

## 第2 実施期日

この通知は、令和7年7月4日から実施する。

担当：総務省自治行政局住民制度課  
マイナンバー制度支援室  
古山係長、谷垣官、松本官  
井上係長、市川官、杉本官  
03-5253-5366（直通）